

解散公告

当社は、令和八年七月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十六日

福岡県北九州市八幡東区大蔵二丁目一九番一〇号
株式会社サクセスパワー福岡
代表清算人 阿部 哲茂

解散公告

当社は、令和八年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十六日

福岡県北九州市門司区黒川西三丁目三番一九号
有限会社中島ビル
清算人 中島 広美

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十六日

北九州市小倉北区菜園場一丁目一番一三号
昭電工事有限公司
清算人 柚 剛

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十六日

長崎県五島市奈留町浦一八四五番地九
有限会社奈留ディーゼル
清算人 藤原 浩

解散公告

当社は、令和八年八月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十六日

沖縄県那覇市壺川三丁目四番地二六
株式会社オキジム zero
代表清算人 新里 哲郎

解散公告

当社は、令和八年七月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十六日

沖縄県沖縄市東一丁目二番一号A一〇二〇二
株式会社ライズ
代表清算人 眞喜志憲二郎

解散公告(第一回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十六日

岐阜県羽島市竹鼻町蜂尻一四四番地
蓮瑞寺
清算人 坂谷 学称

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年八月二十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十六日

愛知県江南市古知野町塔塚一三二番地
光圓寺
清算人 船戸 昭善

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年六月二十三日、福島地方裁判所会津若松支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年八月二十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十六日

福島県耶麻郡猪苗代町字新町四九三九番地
宗教法人扶桑教竹駒稲荷教會
清算人 弁護士 田代 圭

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年七月二日前橋地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月二十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十六日

群馬県伊勢崎市錦町三一番地の一
宗教法人正法教会
清算人 並木 駿介

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年六月三十日責任役員会決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月二十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十六日

愛知県春日井市如意申町四丁目二九番一一
木曾御嶽本教永伯教会
清算人 高間 博久

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月二十六日

東京都中央区日本橋兜町一五番六号
記
株主名簿上の株主の氏名及び住所
高橋 平吉 岩手県奥州市水沢区寺小路二七―七
竹内 良一 愛知県蒲郡市三谷町四舗九三
藤倉 文雄 愛媛県今治市常磐町四一九―二
萩原 政信 三重県四日市市大矢知町二五八三

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十月八日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年八月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十六日

富山県下新川郡朝日町大家庄五六二番地
宗教法人西順寺
清算人 名越 美生

解散公告(第三回)

当組合は、令和八年七月二十一日高槻市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年八月二十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十六日

大阪府箕面市船場西二丁目二番一号
高槻市成合南土地画整理組合
代表清算人 津田 隆敏

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年六月三十日、高松地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月二十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十六日

香川県高松市築地町一三番地九
高松あさひ法律事務所
宗教法人照弘教会
清算人 弁護士 藤本 隆英

株式会社の種類及び数

株主名簿上の株主の氏名及び住所
株主の種類及び数
株券の番号
代表取締役 瀧原 賢二

普通株式十株 丙〇二八
普通株式十株 丙三九三
普通株式十株 丙三六〇
普通株式十株 丙三〇六